

循環型社会形成推進地域計画 (第2次)

平成28年11月21日 作成

平成29年12月20日 変更

平成30年11月22日 変更

令和元年11月28日 変更

令和 2年11月18日 変更

令和 3年12月23日 変更

令和 4年11月 7日 変更

埼玉西部環境保全組合

鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町

埼玉西部環境保全組合地域
循環型社会形成推進地域計画

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
（1）対象地域	1
（2）計画期間	1
（3）基本的な方向	2
（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
（5）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
（1）一般廃棄物等の処理の現状	3
（2）一般廃棄物等の処理の目標	4
3. 施策の内容	5
（1）発生抑制、再使用の推進	5
（2）処理体制	6
（3）処理施設等の整備	10
（4）施設整備に関する計画支援事業	10
（5）その他の施策	11
4. 計画のフォローアップと事後評価	11
（1）計画のフォローアップ	11
（2）事後評価及び計画の見直し	11

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町

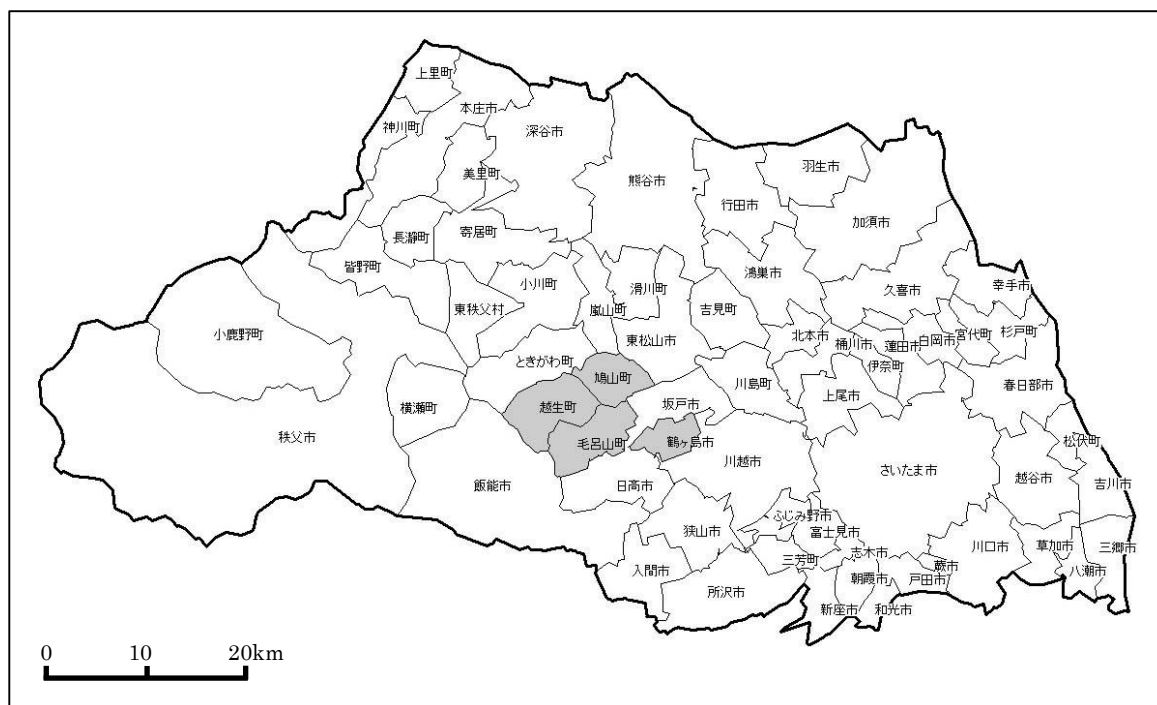
面積：117.84 km²

人口：131,222 人（平成28年3月31日現在）

(内訳)

市町村名	鶴ヶ島市	毛呂山町	鳩山町	越生町	合計
面積 (km ²)	17.65	34.07	25.73	40.39	117.84
人口 (人)	70,019	34,865	14,306	12,032	131,222

図1 埼玉西部環境保全組合 構成市町（地域）の位置



(2) 計画期間

本計画は平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間を計画期間としていたが、令和3年4月1日に循環型社会形成推進交付金制度の一部が改正され、現行の解体事業に加え、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業であれば、一定の条件に一致する場合に限り、当該交付金を活用できることとなった。

このことから、第2次計画で進めている（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備事業との関連性・連続性の観点から、既存施設である高倉クリーンセンター（ごみ焼却施設）の解体事業を進めることとし、計画期間を令和6年3月31日までの7年間に改める。延長した1年間を利用し解体に向けた計画支援事業を行い、本格的な解体工事は第3次計画による承認を経て着手する考えである。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢、廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

- ①【関連性】とは、廃焼却施設（旧施設）の後継施設として整備する焼却施設（新施設）のことであり、具体的には旧施設で処理していた廃棄物を新施設で処理する場合、旧施設と新施設に関連性があるという。
- ②【連続性】とは、焼却施設の整備が完了した（竣工）年度の翌年度末までに解体事業に着手することをいう。

（３）基本的な方向

現在、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町から排出される一般廃棄物は、昭和46年から一部事務組合である、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）で中間処理を行っている。組合では、ごみの適正処理・処分、減量化、資源化を進め、燃やせるごみは平成7年稼働の高倉クリーンセンターにて焼却処理を行っている。平成13年には容器包装リサイクル法の施行を受け、川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）を稼働させ、その稼働に合わせて分別収集区分の見直しを行い、構成4市町を統一した。現在は、びん・かん類、ペットボトル、その他容器包装プラスチック、紙・布類を分別収集し、資源化を推進している。

その後、分別収集計画の改定を行うなど更なるごみの発生抑制、再使用及び再生利用並びにごみの適正処理及び処分の推進に努め、それぞれの構成市町におけるごみ減量化施策を推進し、連携しながら引き続き広域による処理を行っている。

高倉クリーンセンターは、第1次循環型社会形成推進地域計画において、高効率ごみ発電施設に更新し、焼却によって生じる熱エネルギーを有効に活用し、地球温暖化対策を進めることとしている。第2次計画においても高効率ごみ発電施設への更新計画を継続するものとする。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

組合では、埼玉県が広域化計画を策定する以前の昭和46年度から、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町の1市3町（平成28年3月末現在管内人口 131,222人）を構成市町として一部事務組合を設立し、ごみ処理経費節減のため広域的なごみ処理に取り組んできた。

今後も、一部事務組合による合理化と効率化を基本とした広域処理を継続していくものとするが、更なる広域化についても、現在のごみ処理体制や地理的・社会的な特性及び他の広域事務との整合や市町村合併の動向をみながら検討していくこととする。

なお、近年では自然災害が激甚化・頻発化していることもあり、災害時における施設間の連携体制の強化と中長期的な視点に立った、安定的かつ効率的な処理体制の構築が急務とされている。そのため、災害発生時には埼玉県清掃行政研究協議会の「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、中心的な役割を果たしていく考えである。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

当面の間、プラスチック資源は、細かく破碎した後に燃やせるごみとして焼却処理を継続していくが、処理費用や生活環境への影響を考慮しながら情報収集を行っている。また、構成市町の財政状況などを踏まえ、分別収集や再商品化に向けた実施方法や実施時期についての検討を進めていく。

ただし、高効率ごみ発電施設として計画・整備していることから、発電効率を高めるためにも一定量のごみを確保しなければならないといった課題も残る。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

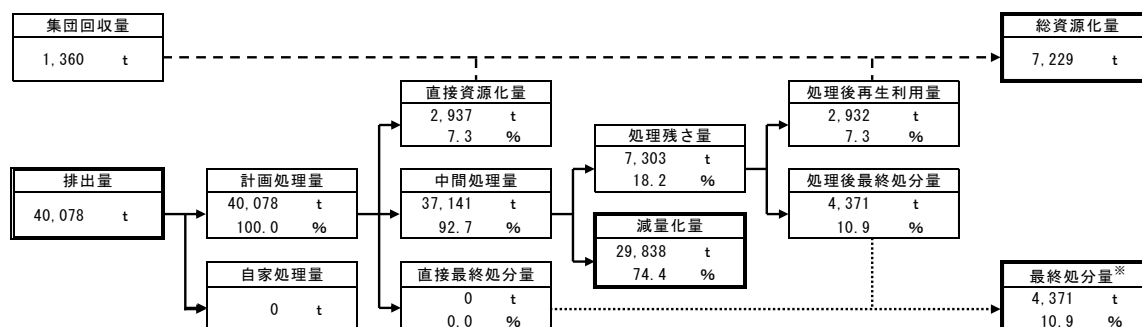
平成27年度の一般廃棄物の排出処理状況は、図2のとおりである。

総排出量は集団回収量を含め、41,438トンであり、再生利用される「総資源化量」は7,229トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は17.4%である。

中間処理による減量化量は29,838トンであり、集団回収量を除いた排出量の概ね75%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約11%に当たる4,371トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は33,658トンである。高倉クリーンセンターでは、当初、焼却に伴う廃熱を回収し、場外余熱利用施設に供給していたが、現在は余熱利用施設を廃止したため、熱利用は場内に留まっている。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成27年度）



※ 平成27年度の最終処分量は坂戸市のごみを受け入れていたことが影響して多くなっている。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、別添1に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) (平成27年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和6年度)
排 出 量	事業系 総排出量	8,539トン	8,189トン (-4.1%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.9トン	1.9トン (0%)
	生活系 総排出量	31,539トン	29,650トン (-6.0%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	240kg	235kg (-2.1%)
	合計 事業系生活系排出量合計	40,078トン	37,839トン (-5.6%)
総 排 出 量	排出量と集団回収量の合計	41,438トン	38,970トン (-6.0%)
再生利用量	直接資源化量	2,937トン (7.3%)	2,594トン (6.9%)
	総資源化量	7,229トン (17.4%)	8,613トン (22.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	— MWH	11,000 MWH
最終処分量	埋立最終処分量	4,371トン (10.9%)	1,897トン (5.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

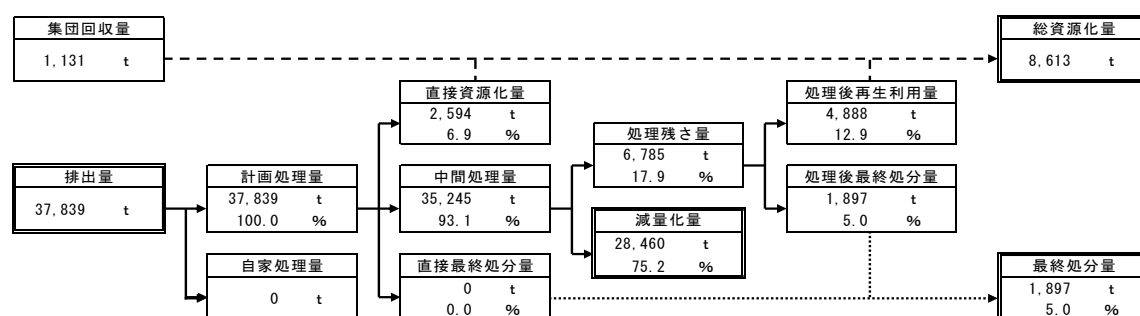
総排出量：事業系、生活系のごみ排出量に集団回収量を含めたごみの総量 [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWH] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和6年度)



3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

組合が中心的となり、構成市町と連携し以下の施策を推進する。

ア. 有料化

事業系ごみについては、従量制により処理料金を徴収している。今後は、排出者負担の公平化やごみの減量及び資源化による環境負荷の低減とごみ処理コストの応分の負担などを目的として、ごみ処理手数料の適正化を図る。

生活系ごみについては、粗大ごみ及び直接搬入ごみは、ごみ処理手数料を徴収しているが、収集ごみは徴収していない。今後は、排出抑制の意識を高めるとともに、排出者負担の原則を目指し、収集ごみの有料化導入などの検討を構成市町と進める。

なお、(仮称)鳩山新ごみ焼却施設の稼働後の状況を基に売電収入やごみの搬入量、財政事情などを総合的に判断し、適切な料金体系の導入に向けた協議を進めていくことについて、合意形成を図ったところである。

イ. 環境教育及び普及啓発

小・中学校においては、3R (Reduce「リデュース：ごみの発生抑制」、Reuse「リユース：再使用」、Recycle「リサイクル：再生利用」)の必要性についての教育を推進していく。また、焼却施設の見学時には、ごみ処理の流れを学ぶことで、食品ロスをはじめとする身近な環境保全対策から地球の温暖化対策に至るまで、幅広い情報の発信に取り組むものとする。

地域住民や事業所においては、主体的にごみの減量化に取り組むため、ごみの発生抑制について各種啓発活動を推進する。具体的には、日常における使い捨ての自粛、生ごみの水切り、簡易包装の実施などについて広報紙などで呼び掛けていくとともに、構成市町が主体となるイベント時などにごみの排出抑制を呼び掛けていく。毛呂山町においては、廃食用油を利用したリサイクル石鹸づくりを進め、住民のごみ減量化への関心と行動を促進していく。

なお、5月30日(ごみゼロの日)を中心とした環境美化活動の実践など、地域交流を基本とした活動も継続していく。

ウ. (仮称)鳩山新ごみ焼却施設の特性を活用した情報の発信

展示学習機能を持つ工場棟、環境啓発・交流・情報発信機能を持つ管理棟、自然空間・野外イベントの拠点となるエコ広場の3つの機能を有機的に結び付けることで、循環型社会の実現に向けた情報を広く発信する。

エ. 生ごみ処理器の設置補助

毛呂山町では電気式生ごみ処理器やコンポスト容器の購入者、越生町では家庭用生ごみ処理器の購入者に対し、補助金を交付することで自己処理による生ごみ処理の減量化を促進する。

また、鶴ヶ島市では生ごみ処理器「キエーロ」を販売し、鳩山町においては給食センターに生ごみ処理機を設置していることから、子どもたちの食べ残しや下処理の際に出された生ごみ処理を継続することで、リサイクルを推進する。

オ. 資源回収報奨制度

毛呂山町、鳩山町及び越生町においては、資源回収報奨制度を継続し、ごみの減量、資源の有効利用を促進していく。

カ. マイバッグ運動・レジ袋対策

マイバッグの普及促進によるレジ袋などの削減について、広報紙などで呼び掛けていく。

キ. 再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）の推進

組合においては、住民による再使用及び再生利用活動への支援、民間リサイクル活用による再使用及び再生利用の促進、資源物の分別排出の指導徹底、リサイクル製品使用の奨励などを実施していく。

また、鶴ヶ島市では、発生抑制・減量化・リサイクルの推進を図るための自主的な活動や団体を支援する。

ク. ごみ分別の推進

組合は「ごみと資源の分け方・出し方」マニュアルを毎年発行することで、資源物の分別排出と適切処理の定着化を促進する。

（2）処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。燃やせるごみや可燃系粗大ごみは、高倉クリーンセンターにおいて焼却処理した後、鉄分は資源化し、飛灰は民間企業に委託し最終処分場で埋立処理を行っている。

燃やせないごみや不燃系粗大ごみは、川角リサイクルプラザで中間処理した後に鉄やアルミなどに資源化し、可燃性の残さは高倉クリーンセンターで焼却処理をするが、不燃残さは埼玉県広域埋立最終処分場「埼玉県環境整備センター」で埋立処分をしている。

びん・かん類、ペットボトル、その他容器包装プラスチックは、川角リサイクルプラザにおいて、カレット（3色）、生きびん、かん類（アルミ・スチール）、ペットボトル、その他容器包装プラスチックに選別し、それぞれ資源化している。また、紙・布類は紙問屋へ直接搬入している。

令和5年4月からは（仮称）鳩山新ごみ焼却施設での処理に移行するが、ごみの排出抑制と分別の徹底による減量化・資源化を基本とする考えを引き継ぐものとし、灰の処理は資源化を前提に搬出先のリスク分散を進めていく。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、減量化に向けて資源のより一層の分別を呼び掛ける。また、今後は多量排出事業所に対して、ごみの減量に関する計画書の提出を検討するとともに、プラットホームにおける抜き打ち検査の強化により減量化を図る。

ウ. 今後の処理体制の要点

- ◇令和5年度から本稼働となる（仮称）鳩山新ごみ焼却施設では、ごみの排出抑制と分別の徹底による減量化・資源化を基本とする考えを引き継ぐものとする。また、高効率ごみ発電施設（発電効率14%以上）として整備されることから、積極的にエネルギー回収を行っていくこととし、灰の処理は資源化を前提にリスク分散を進めていく。
- ◇今後も資源化物として、びん・かん類、ペットボトル、その他容器包装プラスチック、燃やせないごみ、不燃系粗大ごみを分別収集し、川角リサイクルプラザにおいて、カレット（3色）、生きびん、かん類（アルミ・スチール）、ペットボトル、その他容器包装プラスチックに選別し、それぞれ資源化する。
- ◇事業系ごみについては、多量排出事業所に対して、ごみの減量に関する計画書の提出を検討するとともに、プラットホームにおける抜き打ち検査の強化により減量化を図る。
- ◇第2次計画内に高倉クリーンセンターの解体に向けた計画支援事業を盛り込み、第3次計画で解体工事計画を位置づけ、承認を受ける方針である。

表 2 埼玉西部環境保全組合 構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成27年度）									
分別区分	処理方法		処理施設等	処理実績（トン）					
				鶴ヶ島市	毛呂山町	鳩山町	越生町	組合合計	
燃やせるごみ	焼却 （熱回収）		高倉クリーンセンター （ごみ焼却施設）	12,830	6,621	2,799	2,293	24,543	
可燃系粗大ごみ									
燃やせないごみ※	資源化	破碎 選別	川角リサイクルプラザ （破碎・選別施設）	872	463	228	172	1,735	
不燃系粗大ごみ				14	6	3	2	25	
びん・かん類		選別		648	281	170	105	1,204	
ペットボトル		選別 圧縮		167	93	36	31	327	
その他容器包装 プラスチック				401	197	99	70	767	
紙・布類		再生事業者（紙問屋）		1,491	759	475	213	2,938	
集団回収 （構成市町）				412	495	128	325	1,360	
合 計				16,835	8,915	3,938	3,211	32,899	

※有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計）を含み、川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）で保管後、資源化委託する。

今後（令和6年度）									
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量（トン）				
			一次処理	二次処理	鶴ヶ島市	毛呂山町	鳩山町	越生町	組合 合計
燃やせるごみ	焼却 (エネルギー回収)	発電	(仮称) 鳩山 新ごみ焼却施設 (エネルギー回収施設)	焼却灰 ⇒ 資源化 飛灰 ⇒ 最終処分 (埋立)	12,386	6,104	2,623	2,119	23,232
可燃系粗大ごみ									
燃やせないごみ※	資源化	破碎 選別	川角リサイクル プラザ (破碎・選別施設)	不燃物 ⇒ 最終処分 (埋立)	859	432	214	159	1,664
不燃系粗大ごみ				鉄、アルミなど ⇒ 再生事業者	15	5	3	2	25
びん・かん類		選別		再生事業者	640	242	148	91	1,121
ペットボトル		選別 圧縮		再生事業者	165	86	33	29	313
その他容器包装 プラスチック				再生事業者	378	165	93	65	701
紙・布類		再生事業者（紙問屋）		1,410	603	412	169	2,594	
集団回収 (構成市町)		再生事業者		329	381	119	302	1,131	
合 計					16,182	8,018	3,645	2,936	30,781

※有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計）を含み、川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）で保管後、資源化委託する。

※プラスチック資源の分別収集及び再商品化については、経過措置期間の適用を踏まえ、方向性を定めた段階で位置付ける。

(3) 処理施設等の整備

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

なお、現有施設の概要を別添3に示すが、高倉クリーンセンターについては、平成7年4月の稼働以来、基幹設備の延命化工事を含む様々な修繕工事を重ね、26年間運営してきた。また、(仮称)鳩山新ごみ焼却施設の建設にあわせ解体する方針を定めていたことや、循環型社会形成推進交付金制度の一部改正を利用し、正式に解体計画を決定したところである。

表 3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	高効率ごみ発電施設*	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備事業	130t/日 65t/24h×2 炉	埼玉県比企郡鳩山町大字泉井、熊井地内	H30～R4	—

* 平成25年度までに計画支援事業に着手しているため、高効率ごみ発電施設とする。

(整備理由)

事業番号1 老朽化施設の更新、エネルギーの高効率回収、焼却残さの再資源化促進、二酸化炭素(CO₂)の削減

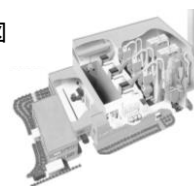
表 4 解体する処理施設

事業番号	解体施設種類施設名	事業名	処理能力	所在地	事業期間	国土強靱化
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	高倉クリーンセンター解体事業	270t/日 90t/24h×3 炉	埼玉県鶴ヶ島市大字高倉593番地4	R5～R7	—

施設配置図



プラント図



(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備並びに解体事業に先立ち、表5、表6のとおり計画支援事業を行う。

表 5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の整備・運営に係る事業者選定アドバイザー	事業者選定アドバイザー	H29 (H28～H29)

() は全体事業期間

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
2	高倉クリーンセンター解体事業に伴う調査・設計	ダイオキシン類、アスベスト調査、発注仕様書作成 など	R4～R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

ア. 不法投棄対策

構成市町が主体となり、地域の住民団体・関係団体と連携し、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や清掃活動を通して不法投棄の防止を図る。

また、5月30日（ごみゼロの日）を中心とした清掃活動を実施していくことで、地域における環境美化の機運を高めていく。

イ. 災害時の廃棄物処理体制の確保

埼玉県の災害に関する計画及び県内の自治体（一部事務組合を含む）で組織する埼玉県清掃行政研究協議会を中心とした「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、広域的かつ円滑な処理を図るため、積極的に協力する。また、周辺自治体との間に個別の相互支援協定などを締結することで、災害に限らず不測の事態にも対応できるよう、相互支援体制の構築を目指す。

なお、一部事務組合を構成する鶴ヶ島市（令和2年3月策定）、毛呂山町（令和3年3月策定）、鳩山町（平成31年3月策定）、越生町（令和2年3月策定）の全ての自治体で災害廃棄物処理基本計画を策定していることから、個人の意識に根ざした「自助」、自主防災組織などの地域コミュニティによる「共助」、行政による「公助」の3助を基本に連携体制を強化する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

組合及び構成市町では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢、廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1. 地域の概要

(1) 地域名	埼玉西部環境保全組合地域	(2) 地域内人口	131,222 人	(3) 地域面積	117.84 km ²
(4) 構成市町村等名	鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町 【埼玉西部環境保全組合】	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村 : 鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町 ②設立年月日 : 昭和46年12月1日 設立				

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和6年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	7,646	8,068	8,200	8,404	8,539	8,189 (H27比 -4.1%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	生活系 総排出量（トン）	33,030	32,800	32,412	32,045	31,539	29,650 (H27比 -6.0%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	247	246	244	243	240	235
合計	事業系生活系の総排出量合計（トン）	40,676	40,868	40,612	40,449	40,078	37,839 (H27比 -5.6%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	3,517 (8.6%)	3,338 (8.2%)	3,267 (8.0%)	3,227 (8.0%)	2,937 (7.3%)	2,594 (6.9%)
	総資源化量（トン）	7,691 (18.2%)	7,928 (18.7%)	7,658 (18.2%)	7,512 (18.0%)	7,229 (17.4%)	8,613 (22.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	—	—	11,000
減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	30,252 (74.4%)	30,406 (74.4%)	30,296 (74.6%)	30,208 (74.7%)	29,838 (74.5%)	28,460 (75.2%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	4,219 (10.4%)	3,969 (9.7%)	4,104 (10.1%)	4,130 (10.2%)	4,371 (10.9%)	1,897 (5.0%)

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。（別添1）

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3. 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

①現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	高倉クリーンセンター	組合	全連続燃焼式流動床炉	270 トン/日 (90t/24h×3 炉)	平成7年4月	令和4年度中	令和5年度末	【浸水区域外・浸水深(0.5m未満)】 埼玉県清掃行政研究協議会を中心とした、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、周辺自治体への処理を依頼する	交付金制度の一部改正を活用
リサイクルプラザ	川角リサイクルプラザ	組合	破碎・選別	45 トン/日	平成13年4月			【浸水区域外・浸水深(0.5m未満)】 隣接道路や周辺地よりも嵩上げされており、土養も保管。また、受変電設備を3階に設置している。埼玉県清掃行政研究協議会を中心とした、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、周辺自治体への処理を依頼する	

②更新（改良）・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工予定年月	更新（改良）・新設理由	焼却施設解体の有無（解体施設の名称）	焼却施設解体事業着手（予定）年月完了（予定）年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
高効率ごみ発電施設	（仮称）鳩山新ごみ焼却施設	組合	全連続燃焼ストーカ炉方式（回転ストーカ式）	130 トン/日 (65t/24h×2 炉)	令和5年3月	現有施設の老朽化に伴い、エネルギー回収施設を新設	有 高倉クリーンセンター	令和6年3月 令和7年12月	【浸水区域外】 山林を切り開き造成するため浸水の可能性はなく、頑丈な泥岩が基盤であるため、土砂崩れの危険性も低い	—	交付金制度の一部改正を活用

※（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の竣工年度の翌年度末までに解体事業に着手する。

※ 構成市町（地域）における関連施設の状況（現況・建設中・計画）を地図上に示した位置図を添付する。（別添2）

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表2

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費 (千円)							交付対象事業費 (千円)							備考			
				単位	開始	終了	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
○高効率ごみ発電施設に関する事業								13,096,272	0	211,155	1,092,029	1,061,869	4,499,100	6,229,119	3,000	9,481,492	0	108,006	352,375	687,043	3,792,383	4,538,685	3,000		
	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備事業	交付率 1/2	1	組合	130	t/日	H30	R4	13,093,272	0	211,155	1,092,029	1,061,869	4,499,100	6,229,119	0	4,844,079	0	0	0	119,671	2,134,513	2,589,895	0	
		交付率 1/3															4,634,413	0	108,006	352,375	567,372	1,657,870	1,948,790	0	
	高倉クリーンセンター解体事業	交付率 1/3	2	組合	270	t/日	R5	R5	3,000 (1,500,000)	0	0	0	0	0	0	3,000 (1,500,000)	0	0	0	0	0	0	3,000	第3次に連携	
○施設整備に関する計画支援事業								28,092	14,364	0	0	0	0	5,500	8,228	28,092	14,364	0	0	0	0	5,500	8,228		
	事業者選定アドバイザー事業	21 1	組合				H29	H29	14,364	14,364	0	0	0	0	0	14,364	14,364	0	0	0	0	0	0		
	ダイオキシン類、アスベスト調査、発注仕様書作成	22 2	組合				R4	R5	13,728	0	0	0	0	5,500	8,228	13,728	0	0	0	0	0	5,500	8,228		
	合計							13,124,364 (14,621,364)	14,364	211,155	1,092,029	1,061,869	4,499,100	6,234,619	11,228	9,509,584 (11,006,584)	14,364	108,006	352,375	687,043	3,792,383	4,544,185	11,228		

※ ごみ焼却施設の解体事業に伴う事業期間は、令和5年度から令和7年度を計画している。
 ※ ごみ焼却施設の解体事業及び合計欄に示す()内の金額は、計画期間を令和7年度までとする総事業費と交付対象事業費を表している。
 ※ 解体に向けた令和4年度分の計画支援事業については、内示額(3,030千円)に基づき交付金申請を行っていることから、差額は年度間調整を利用します。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名：埼玉県

(1) 事業主体名	埼玉西部環境保全組合
(2) 施設名称	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設
(3) 工期	平成30年度～令和5年度 (全体：平成30年度～令和7年度)
(4) 施設規模	処理能力 130t/日 (65t/24h×2炉)
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼ストーカ炉方式 (回転ストーカ式)
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 14%以上) ・ <input type="radio"/> 無 ※全量発電 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ <input checked="" type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	老朽化施設の更新、エネルギーの高効率回収、焼却残さの再資源化の促進、二酸化炭素 (CO ₂) の排出削減
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

※ (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の竣工年度 (令和4年度) の翌年度末までに、高倉クリーンセンターの解体事業に着手する。

※ 工期欄の全体括弧書きについては、解体事業を含む期間を表しており、地域計画期間は令和10年度までを予定している。

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	—
-------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	—
(11) バイオガスの利用計画	—

(12) 総事業計画額	13,096,272 千円 (本計画内の工事費「解体含む」) (全体：14,593,272 千円) うち、交付対象事業費 9,481,492千円 (全体：10,978,492千円)
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

※ (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の竣工年度 (令和4年度) の翌年度末までに、高倉クリーンセンターの解体事業に着手する。

計画支援概要

都道府県名：埼玉県

(1) 事業主体名	埼玉西部環境保全組合
(2) 事業目的	高効率ごみ発電施設整備のため
(3) 事業名称	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備・運営に係る事業者選定アドバイザー
(4) 事業期間	平成29年度（全体：平成28年度～平成29年度）
(5) 事業概要	事業者選定アドバイザー

(6) 総事業計画額	14,364千円（平成29年度） うち、交付対象事業費：14,364千円 【参考：全体事業】 うち、交付対象事業費：42,444千円 （平成28年度：28,080千円、平成29年度：14,364千円）
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

計画支援概要

都道府県名：埼玉県

(1) 事業主体名	埼玉西部環境保全組合
(2) 事業目的	廃焼却施設解体のため（高倉クリーンセンター）
(3) 事業名称	高倉クリーンセンター解体事業に伴う調査・設計
(4) 事業期間	令和4年度～令和5年度（11ヶ月を予定）
(5) 事業概要	ダイオキシン類、アスベスト調査、発注仕様書作成 など

(6) 総事業計画額	13,728千円 うち、交付対象事業費：13,728千円 （令和4年度：5,500千円、令和5年度：8,228千円）
------------	------------------------------------------------------------------

※ 計画支援事業の発注（契約）により、事業費が確定したことを受け、総事業費及び交付対象事業費を減額するものである。

図 4 総排出量（事業系・生活系）と人口推移の関係

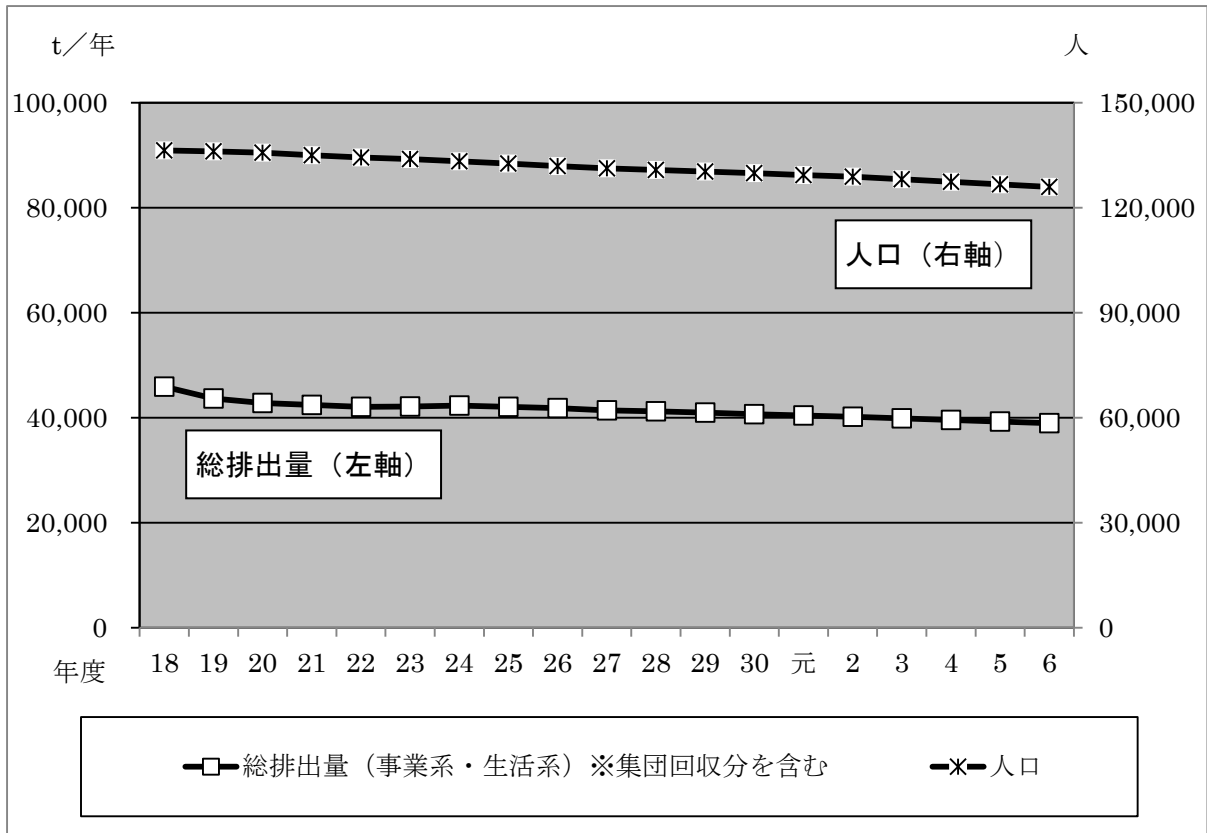


図 5 事業系総排出量と人口推移の関係

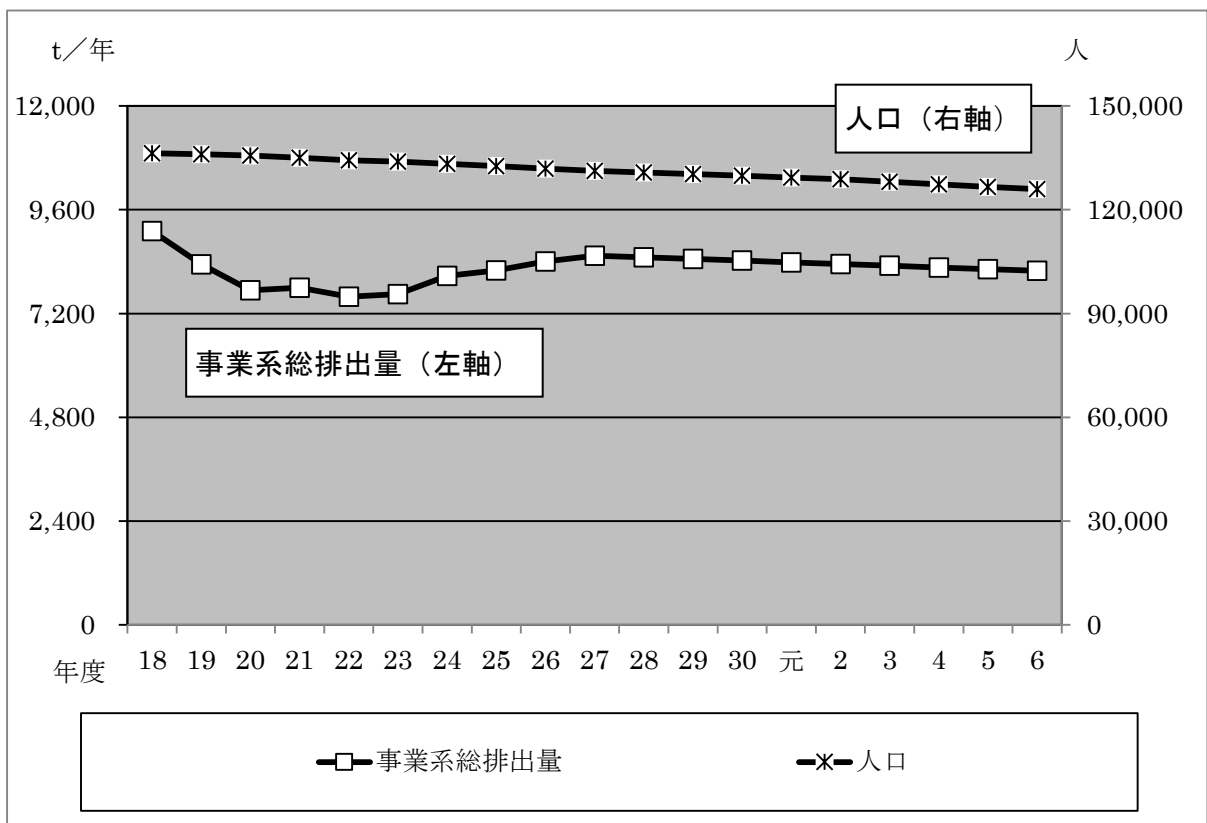


図 6 生活系総排出量と人口推移の関係

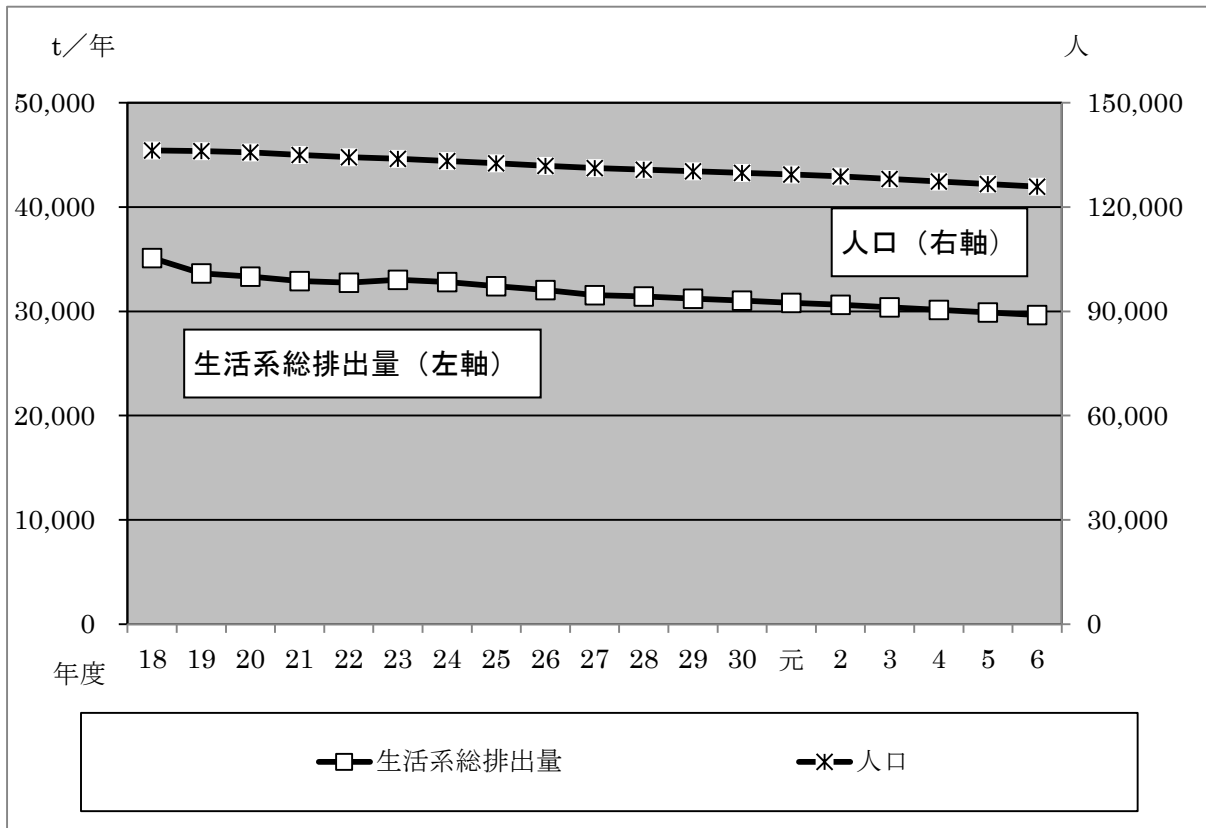


図 7 事業所数と人口推移の関係

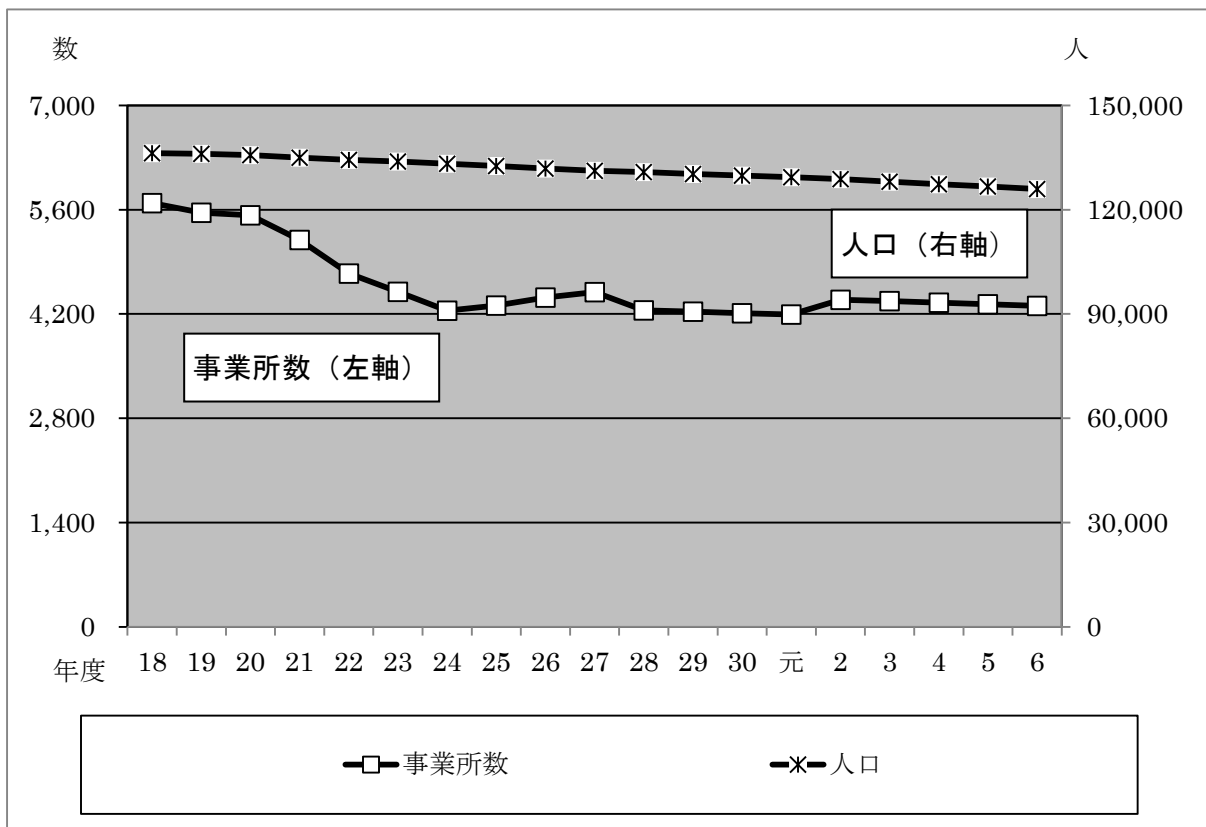


図 8 1事業所あたりの排出量と人口推移の関係

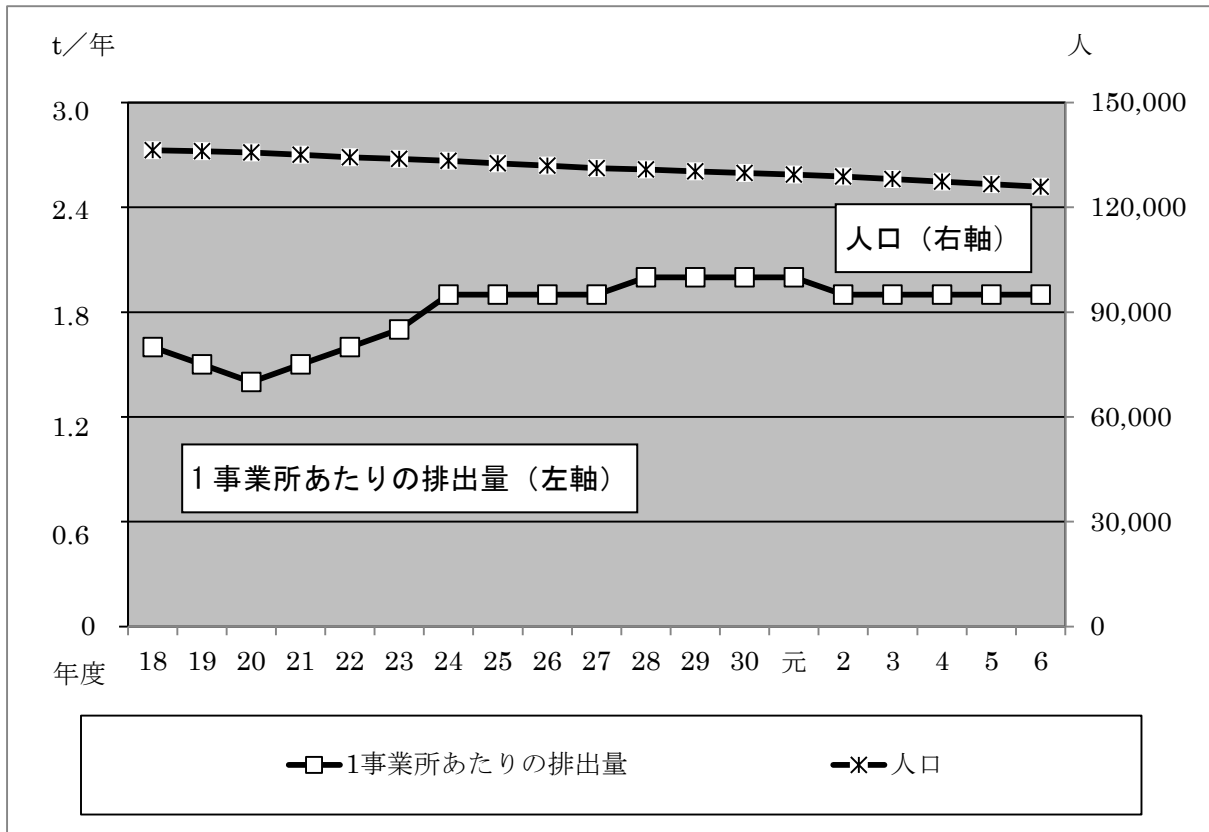


図 9 1人あたりの排出量と人口推移の関係

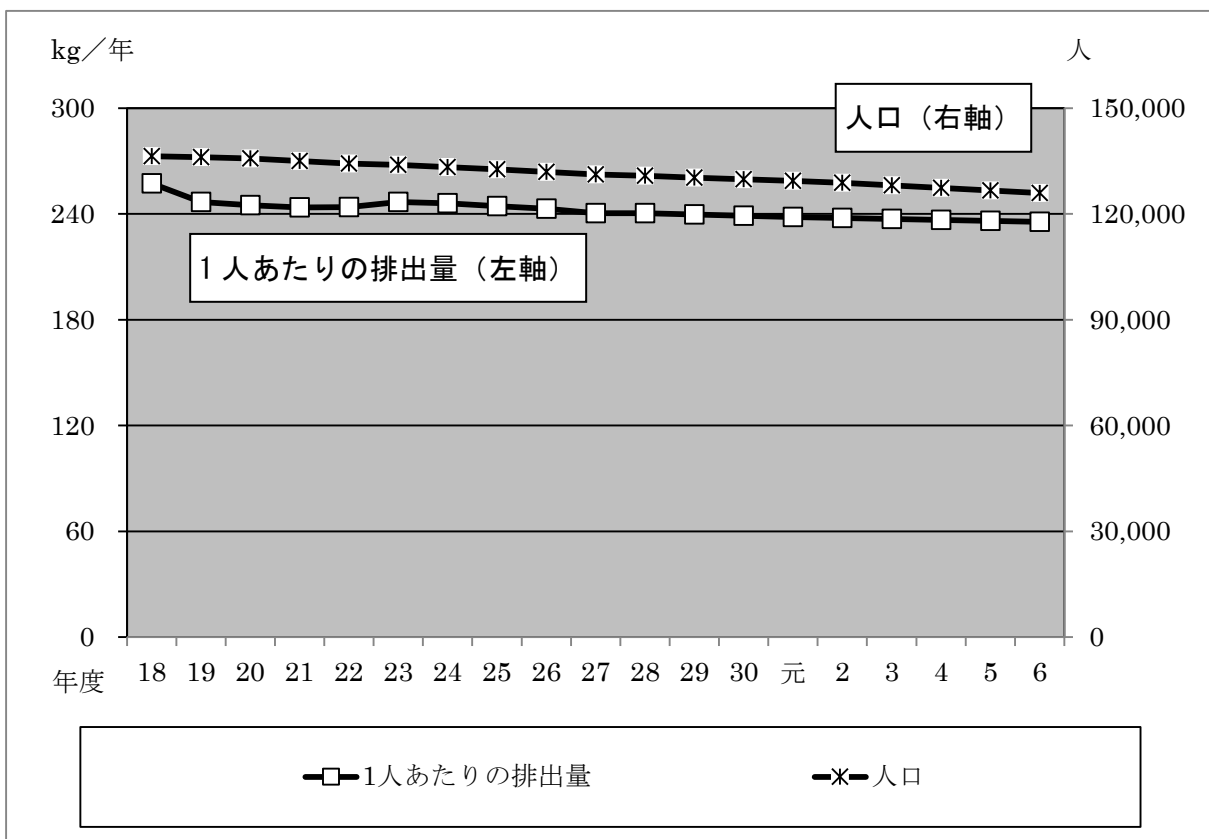


図 10 減量化量と人口推移の関係

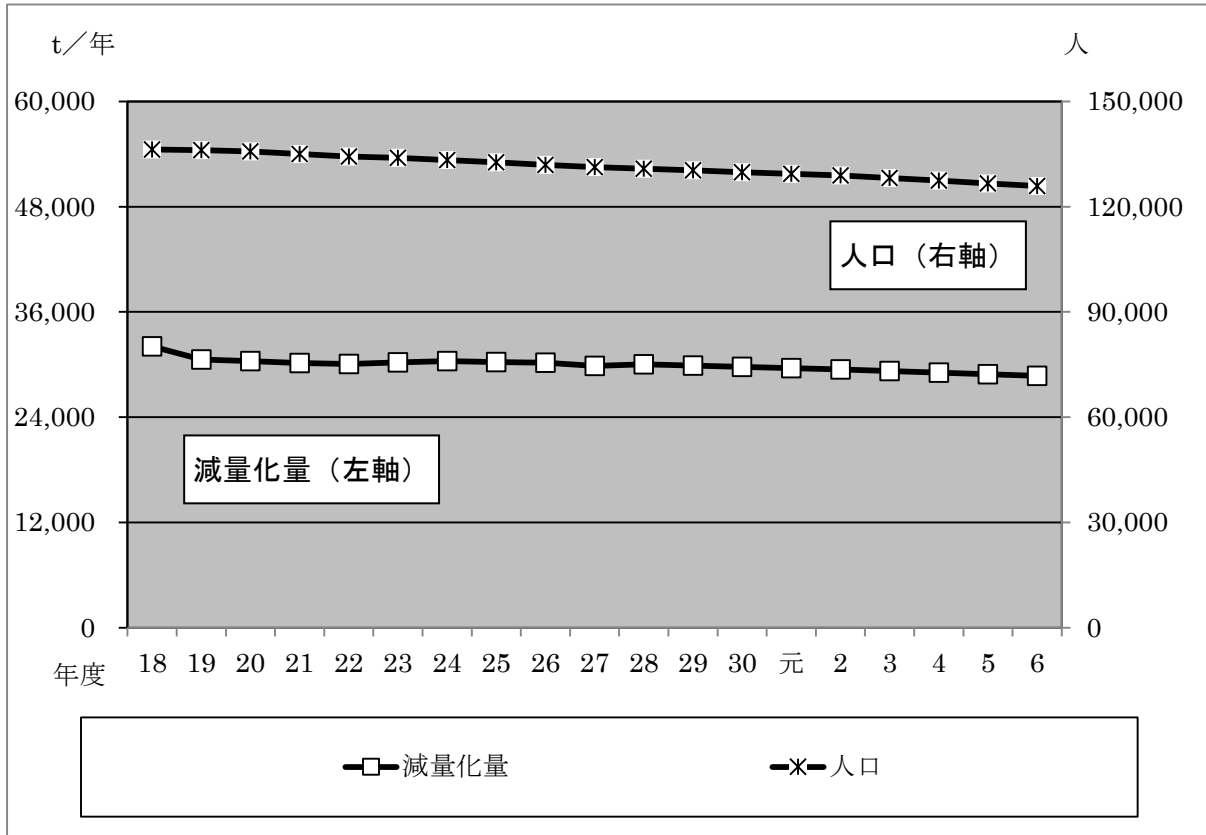


図 11 総資源化量（再生利用量）と人口推移の関係

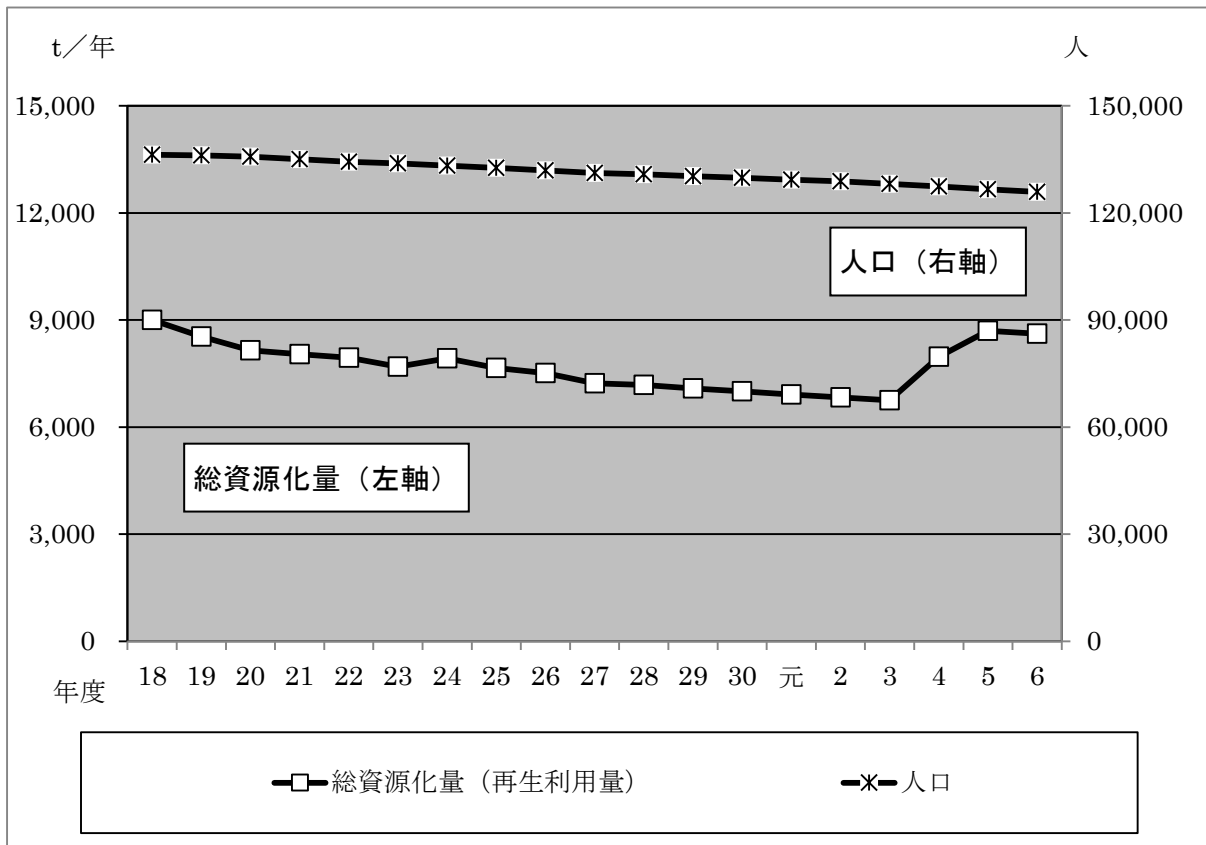


図 12 最終処分量と人口推移の関係

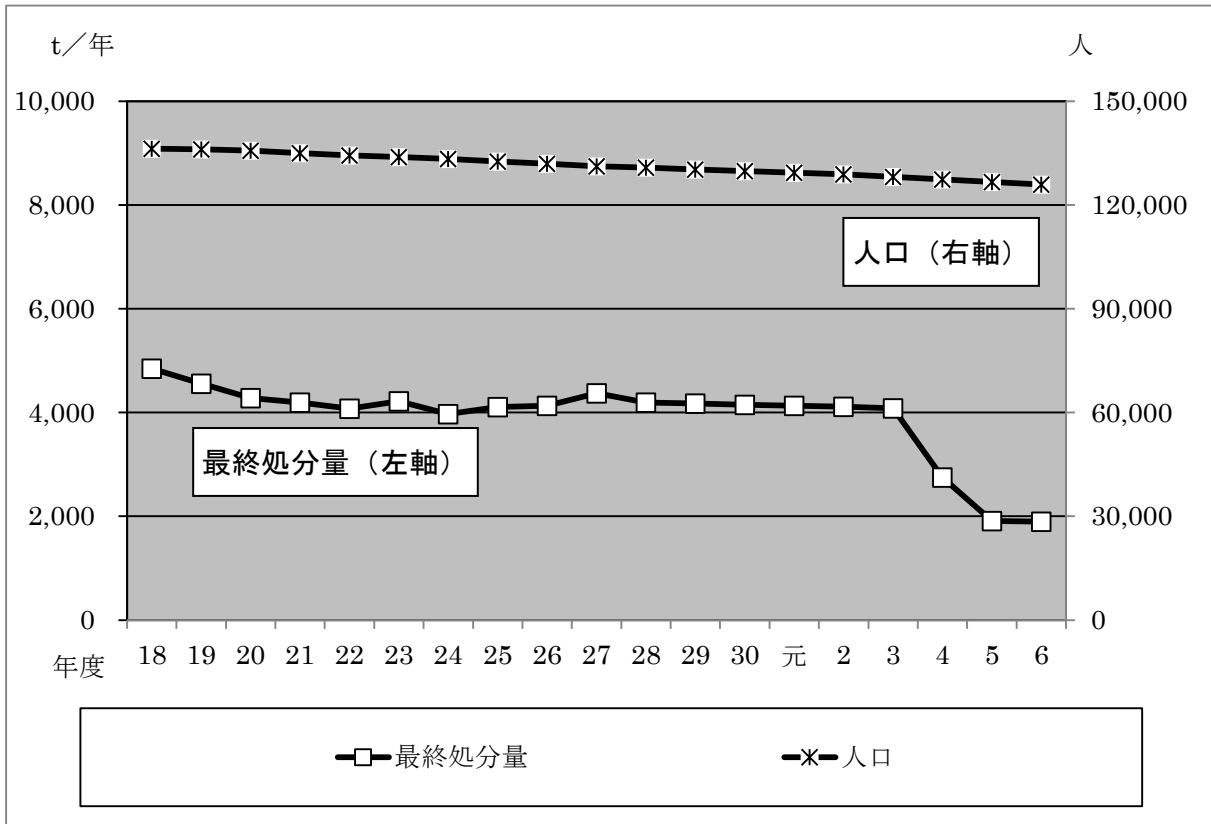


図 13 構成市町（地域）における関連施設の位置



現有施設の概要

項目		内容			
施設名称		高倉クリーンセンター（ごみ焼却施設）			
施設管理団体		埼玉西部環境保全組合			
所在地		埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 593 番地 4			
稼働年月		平成 7 年 4 月			
処理能力・炉型式		180t/日（60t/16h×3 炉）：准連続燃焼式流動床炉 ※平成 26 年 9 月まで 270t/日（90t/24h×3 炉）：全連続燃焼式流動床炉 ※平成 26 年 10 月から			
敷地面積		9,638.92m ²			
設計・施工		石川島播磨重工業 株式会社			
設備内容	受入供給設備	ピットアンドクレーン（ピット容量 約 2,160m ³ ）			
	燃焼設備	流動床式焼却炉 焼却室出口温度 800℃以上 950℃以下			
	ガス冷却設備	水噴射式			
	排ガス処理設備	バグフィルタ、有害ガス除去装置、無触媒脱硝装置			
	余熱利用設備	場内に余熱（温水）を供給			
	通風設備	平衡通風式（3 炉 3 系列）、煙突（高さ：59m）			
	灰出し設備	バンカ式			
ごみ質	区分	水分	可燃分	灰分	低位発熱量
	高質ごみ	44.0%	47.0%	9.0%	2,400kcal/kg
	基準ごみ	57.0%	35.0%	8.0%	1,600kcal/kg
	低質ごみ	70.0%	23.0%	7.0%	900kcal/kg
公害防止条件	大 気	ばいじん濃度	0.03 g/m ³ _N 以下		
		硫黄酸化物濃度	30 ppm 以下		
		窒素酸化物濃度	100 ppm 以下		
		塩化水素濃度	50 ppm 以下		
		騒音	45 dB 以下		
		振動	55 dB 以下		
	悪臭	1ppm 以下 ※エアーカーテンにより工場と外部を遮断し、送風機で吸引するとともに、焼却用の空気として使用する。			
熱しゃく減量		炉下残さ 1%以下			

※（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の竣工年度（令和4年度）の翌年度末までに解体事業に着手する。

現有施設の概要

項 目	内 容	
施設名称	川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）	
施設管理団体	埼玉西部環境保全組合	
所在地	埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 1959 番地 1 他	
稼働年月	平成 13 年 4 月	
処理能力・処理方式	45t／日（破碎・選別）	
敷地面積	約6,702㎡	
破碎機型式	低速二軸式＋横型高速回転ハネ上式	
設計・施工	富士電機システムズ 株式会社	
選 別 物	粗大・不燃ごみライン	鉄、アルミ、不燃物、異物
	資源ごみライン	かん（アルミ・スチール）、びん（白・茶・その他）、異物
	ペットボトルライン	ペットボトル、異物
	その他プラスチック	その他プラスチック、異物

補足資料（分別区分）

埼玉西部環境保全組合におけるごみの分別区分

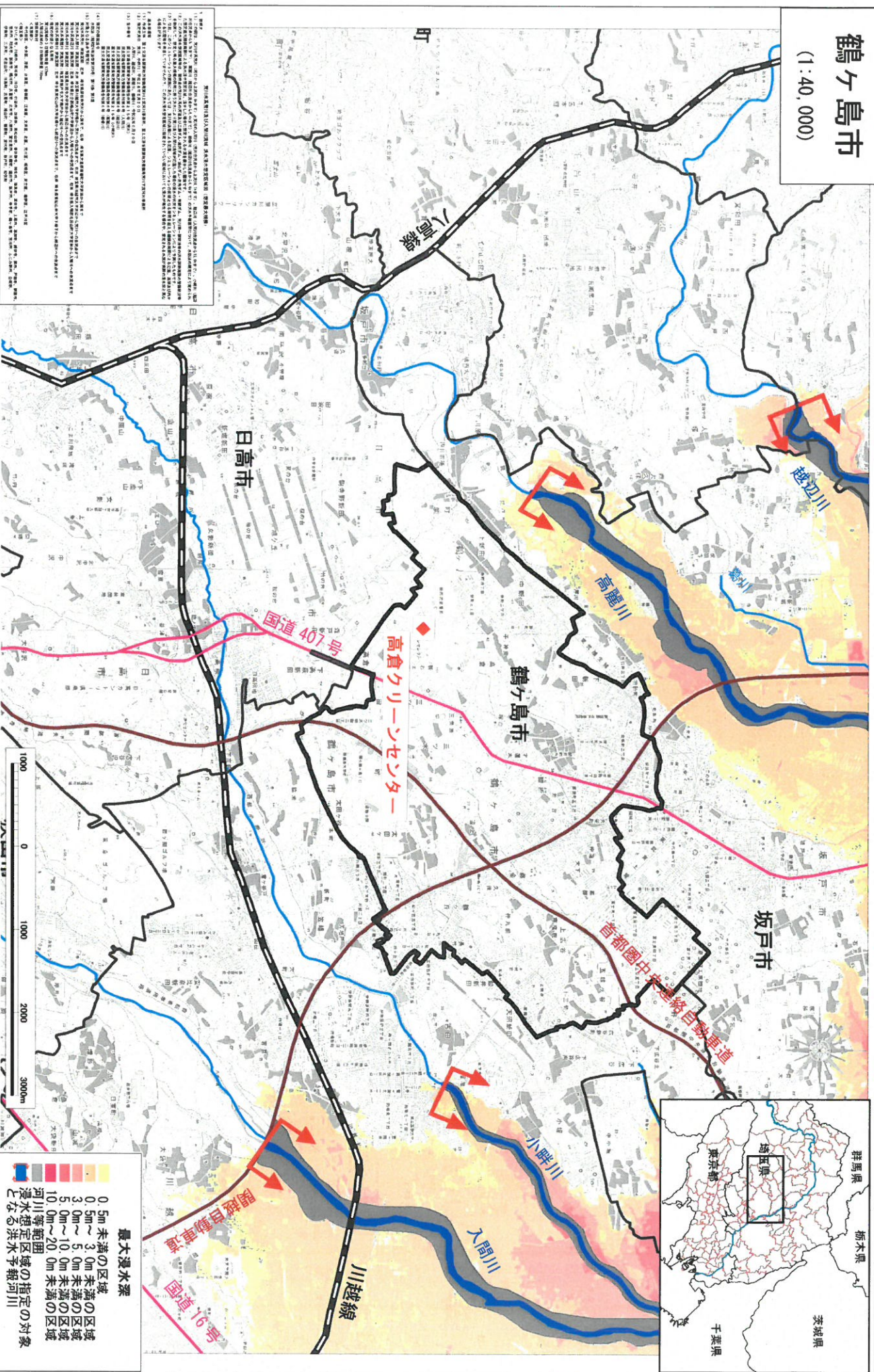
区 分	内 容
燃やせるごみ	【40cm以内のもの】 生ごみ、紙おむつ、天ぷら油、ビデオテープ、使い捨てライター、枝木、歯磨き粉のチューブなどの汚れ・油分の落ちない可燃性の容器、使い捨てカイロ、ポリバケツ、靴・かばん、在宅医療廃棄物（点滴パック、チューブ）など
可燃系粗大ごみ	家具、タンス、ソファ、カーペット、電気毛布、布団 など
燃やせないごみ	【80cm以内、10kg以内のもの】 鍋・やかん類、ガラス製品・陶磁器、油性の強いかん、小型家電など
不燃系粗大ごみ	自転車、スノーボード、折りたたみベッド など
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計
びん・かん類	飲料用、化粧品用びん、果物用、お菓子用 など
ペットボトル	清涼飲料、調味料、酒類用のペットボトル など
その他容器包装プラスチック	卵のパック、発泡スチロール、食品トレイ、お菓子の袋、プリン・ゼリーの容器 など
紙・布類	雑紙、新聞紙、ダンボール、紙パック、布類

※ ごみの分別区分は構成市町で統一されている。

荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

鶴ヶ島市

(1:40,000)



洪水浸水想定区域図作成について
 1. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 2. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 3. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 4. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 5. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 6. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 7. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 8. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 9. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。
 10. 本図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。

最大浸水深

0.5m未満の区域	0.5m～3.0m未満の区域	3.0m～5.0m未満の区域	5.0m～10.0m未満の区域	10.0m～20.0m未満の区域	20.0m以上の区域
-----------	----------------	----------------	-----------------	------------------	------------

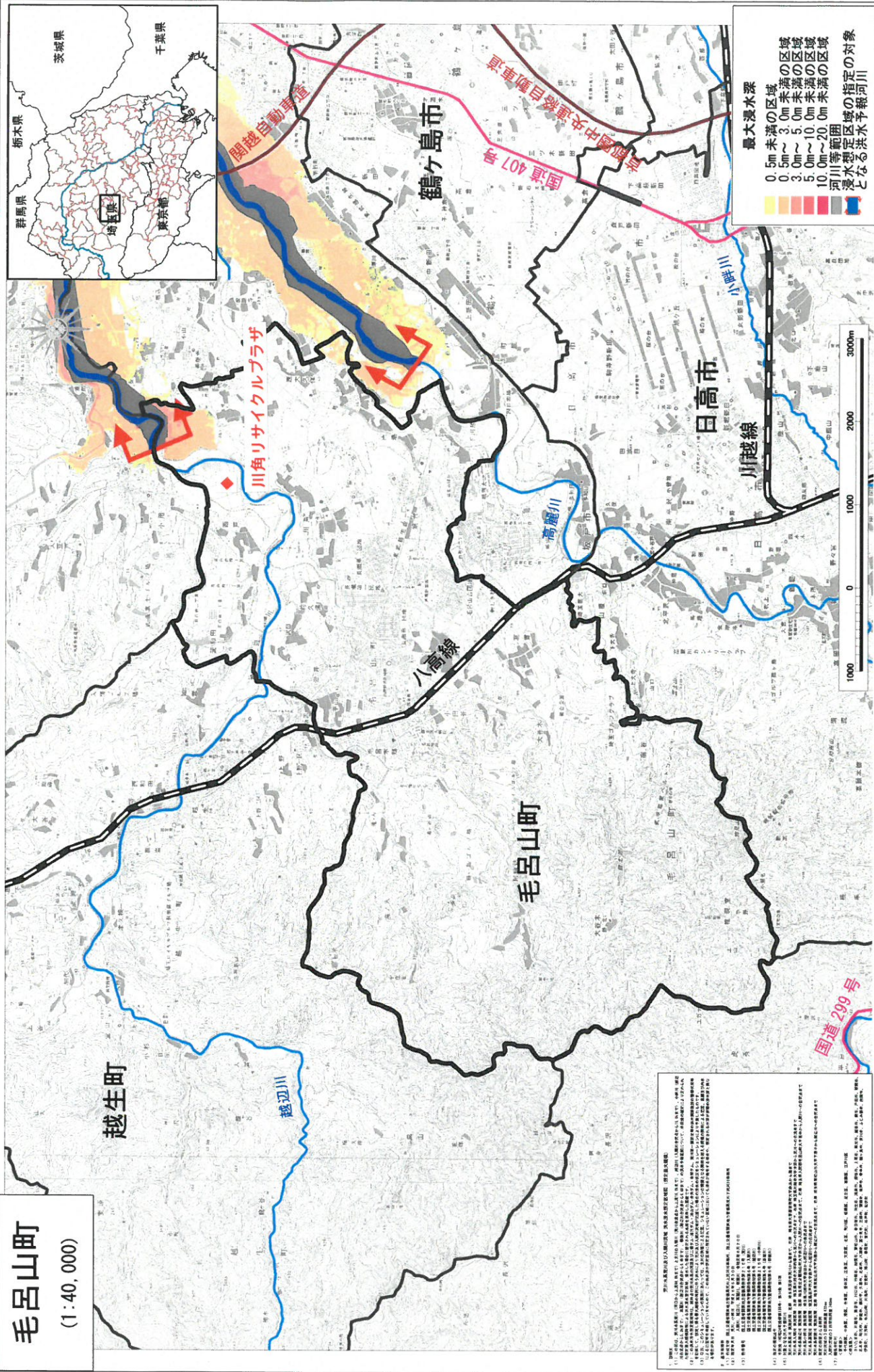
河川等範囲
 浸水想定区域の指定の対象となる河川

※「この地図は、国土交通省の作成した「河川洪水浸水想定区域図」に基づき作成されたもので、詳細な浸水想定区域は、国土交通省のホームページに掲載されている「河川洪水浸水想定区域図」をご覧ください。」
 (資料提供 国土交通省、国土院)

荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

毛呂山町

(1:40,000)

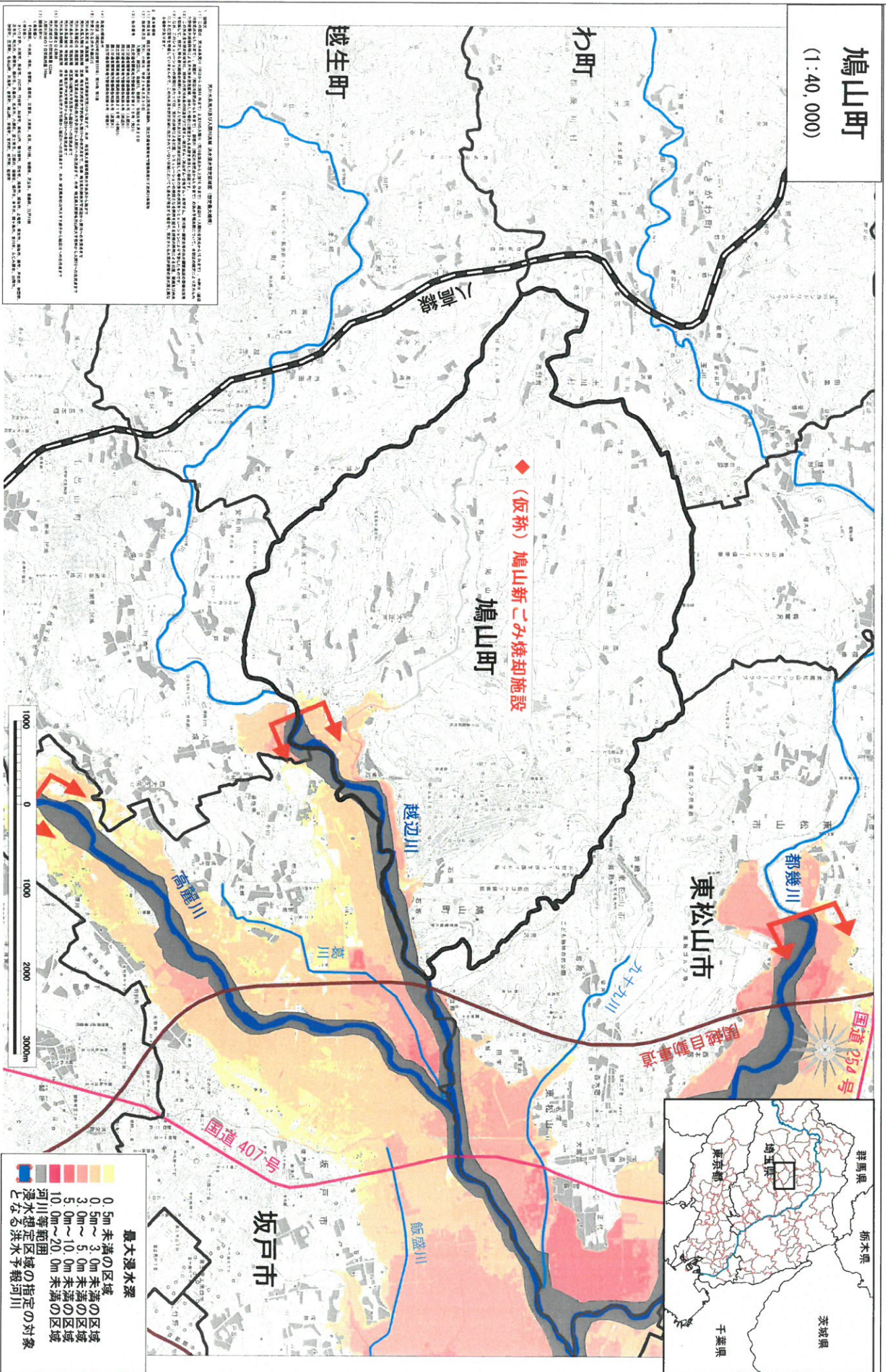


※この地図は、国土地理院の承認を得て、関係発行の2万5千分の1地図図を複製したものである。
(承認番号 平27情観、第1370号)

荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

鳩山町

(1:40,000)



◆ (仮称) 鳩山新こみ焼却施設

鳩山町

東松山市

坂戸市



最大浸水深	
0.5m	未満の区域
3.0m	未満の区域
5.0m	未満の区域
10.0m	未満の区域
20.0m	未満の区域
河川等範囲	洪水浸水想定区域の指定の対象となる

1. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

2. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

3. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

4. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

5. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

6. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

7. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

8. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

9. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

10. 本図は、国土交通省河川整備課が作成した「荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定区域図」に基づき、国土交通省河川整備課の許可を得て、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。

※「この地図は、国土交通省河川整備課の委託を受けて、国土交通省河川整備課の委託を受けた国土交通省河川整備課が作成したものである。」
 (承認番号 平17(河)第 第1370号)